（前のページより続き）

○所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の効力発生に関する件（**外務**三七七）

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件（**同**三七八）

○特別業務指針（**財務**二八五）

○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件（**財務・農林水産・経済産業**一〇）

本号で公布された法令のあらまし

六八

◇刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二一六号）（法務省）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第五四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二八年一二月一日とすることとした。

六九

◇電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令（政令第三一七号）（経済産業省）

1　一般送配電事業者の電力量調整供給に係る託送供給等約款の認可の申請の期限を、平成二八年一〇月三一日とすることとした。（第一条関係）

2　電気事業に係る兼業者たる法人の分割等に関する特例措置の期限を、平成三七年三月三一日とすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

七〇

◇原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一八号）（経済産業省）

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二八年法律第四〇号）の施行期日は、平成二八年一〇月一日とすることとした。

◇原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三一九号）（経済産業省）

1　関係政令の整備

㈠　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行令の一部を改正し、題名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令」に改め、再処理等の定義、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）の業務委託先等の所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

㈡　国家公務員退職手当法施行令その他の関係政令の規定において、機構を追加することとした。（第二条、第三条、第五条、第六条及び第九条関係）

㈢　租税特別措置法施行令その他の関係政令の一部を改正し、積立金制度から拠出金制度への移行に伴い、積立金制度に係る所要の規定を削除することとした。（第四条、第八条及び第一〇条関係）

㈣　組合等登記令の一部を改正し、機構を適用対象とするため、別表に機構を追加することとした。（第七条関係）

2　経過措置

旧資金管理法人による金銭その他の資産の引渡し等に係る事項について所要の規定を設けることとした。（第一一条関係）

3　施行期日

この政令は、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年一〇月一日）から施行することとした。

◇株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三二〇号）（財務省）

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成二八年法律第四一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日を、平成二八年一〇月一日とすることとした。

◇株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（政令第三二一号）（財務省）

1　株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に関して行うことができる業務に道路の建設、修繕及び運営に関する事業等の実施に不可欠な機器又は装置が含まれる設備に係るものである場合を加えることとした。（第三条関係）

2　会社が開発途上地域以外の地域における事業に関して行うことができる業務に道路の建設、修繕及び運営に関する事業等に係るものを行う場合を加えることとした。（第五条関係）

3　会社が剰余金のうち準備金として積み立てる額等を勘定の区分に応じ定めることとした。（第六条関係）

4　社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針には、社債及び外国通貨長期借入金についての事項を一般業務及び特別業務に係る勘定ごとに記載しなければならないこととした。（第九条関係）

5　会社が国内社債の発行等について届出をしようとするときに、財務大臣に提出する書面に記載しなければならない事項に、調達した資金を整理する勘定を加えることとした。（第一〇条～第一一条の二関係）

6　所要の経過措置等を定めることとした。（附則第二条、附則第三条関係）

7　この政令は、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成二八年法律第四一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（政令第三二二号）（環境省）

1　環境影響評価法（平成九年法律第八一号）第一〇条第四項の政令で定める市に、浜松市を追加することとした。（第一一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第三二三号）（厚生労働省）

1　標準報酬月額に関する経過措置

㈠　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六二号。以下「年金機能強化法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」